

第七期事業計画における各プロジェクトの検証について (推進プロジェクト3 介護保険サービスの充実)

第七期品川区介護保険事業計画において、重点課題として掲げた「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、推進プロジェクトの一つである「介護保険サービスの充実」について、事業の実施状況等により検証を行う。

1. 背景とねらい

区内のひとり暮らし高齢者および、要介護認定を受けている人は今後も増加が予測されている。支援を必要とする高齢者の増加に対し、区では在宅介護支援システムの検討を開始し、13地区を基礎単位（日常生活圏域）とした上で、地域の身近な総合相談窓口として20カ所の在宅介護支援センターを整備してきた。そして、区高齢者福祉課を20カ所の在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として位置付けている。

区における在宅介護支援システムは、高齢者等の地域での自立した暮らしを支援し、たとえ介護を要する状態となっても、在宅介護支援センターが核となりケアマネジメントを行うことにより、在宅生活を継続するための総合的な相談とサービスを提供するしくみとなっている。今後はICTの活用などにより在宅介護支援システムを発展させ、2025（平成37）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化している。

また、健全な介護保険制度を維持・運営していくため、給付適正化とサービス向上のしくみについても取り組んでいる。

2. 第七期に推進するプロジェクト

推進プロジェクト3 介護保険サービスの充実

施策の方向性	主要な事業
(1) ニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進 ■ 地域密着型サービス利用の促進 ■ 市町村特別給付の継続
(2) 成年後見制度の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度の利用推進 ■ 市民後見人の育成・活動支援 ■ ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業

(3) 介護サービスの充実

- 地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の基盤整備
- 介護保険サービスの見直し等による効果的、効率的なサービス提供体制の整備
- 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上の推進

(4) 介護者支援の充実

- 介護者交流や介護者向けの講座や研修事業の充実
- 介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進

3. 各施策の主要な事業の実施状況等

(1) 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進

区は在宅介護支援センター、民間居宅介護支援事業所のケアマネジャーが在宅医療・介護連携を適切に担えるよう、在宅介護支援システムマニュアルを活用した普及啓発、研修、情報提供、専門アドバイスなどの後方支援を一層、強化している。

2015（平成27）年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の予防マネジメントについては、ケアマネジャーに情報提供、指導を行い、ケアマネジャーが本人のできることや意欲を重視しながら、本人および家族の意思を尊重し、ニーズに合ったサービス調整を実施できるよう支援している。

主な事業	平成30年度実績	令和元年度実績
ケアプランサポート 研修	開催回数 5回 受講者数 144人	開催回数 4回 受講者数 58人
リハビリ訪問相談	開催回数 13回 ケース数 19件	開催回数 10回 ケース数 11件
認知症専門カンファ ランス	開催回数 5回 ケース数 8件	開催回数 8回 ケース数 12件
口腔ケア研修	講義 28人 実習 28人 ステップアップ講座 46人	講義 56人 実習 21人

(2) 地域密着型サービスの利用の促進

看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスは、ケアマネジメントで効果的に活用できるように、各地区のニーズをみながら基盤整備を推進している。

主な事業	平成 30 年度実績	令和元年度実績
小規模多機能型居宅介護	介護給付 2,242 件 予防給付 80 件	介護給付 2,391 件 予防給付 58 件
看護小規模多機能型居宅介護	368 件	328 件
地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	10,305 件	10,317 件
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	介護給付 3,258 件 予防給付 21 件	介護給付 2,916 件 予防給付 24 件
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	介護給付 2,882 件 予防給付 0 件	介護給付 2,918 件 予防給付 1 件
夜間対応型訪問介護 (ホームヘルプサービス)	1,069 件	689 件
24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (訪問看護連携型)	319 件	270 件

(3) 市町村特別給付の継続

在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援している。

主な事業	平成 30 年度延利用人数	令和元年度延利用実績
要支援者夜間対応サービス特別給付	37 人	40 人
通院等外出介助サービス特別給付	2,184 人	2,197 人
地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付	344 人	319 人

(4) 成年後見制度の利用推進

成年後見制度の普及啓発とともに、家庭裁判所に後見人付与の申立てができない人を中心に、区長による申立てを行っている。

区長による申立て	平成 30 年度実績	令和元年度実績
家裁への申立て件数	49 件	35 件
審判決定件数	56 件	32 件

また、平成 28 年の成年後見制度の利用の促進に関する法律により、令和 3 年度からの成年後見制度利用促進計画に向けて策定作業を進めている。

策定委員会 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (3 回実施予定)

(5) 市民後見人の育成・活動支援

認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体で支えるしくみとして、第三者後見人の受け皿として市民後見人の育成を積極的に支援している。品川成年後見センターが、社会貢献に意欲のある区民を対象に市民後見人養成講座を実施している。

市民後見人養成講座（品川成年後見センター）	平成 30 年度実績	令和元年度実績
講義 6 日間（1 日 6 時間）	年 1 回 定員 30 人	年 1 回 定員 29 人
実務研修 5 日間（1 日 6 時間）	（修了者 20 人）	（修了者 21 人）

(6) ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業

2018（平成 30）年度から、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯で生計中心者の所得が一定基準以下を対象に転居を支援する事業を開始している。緊急時に駆けつける親族などの保証人がいなくても高齢者が転居できるしくみとして、不動産事業者協会と協定を結び、住居の確保の支援を行っている。（入居後の安否確認から死後の家財処分等）

配偶者が亡くなり、ひとり暮らしとなってコンパクトで家賃の安い物件を探したり、足腰が弱くなり一階などの低層階の住宅への転居を望む高齢者のニーズと賃貸住宅のオーナーの不安を、区が仲介することで解消するように図った。

また、区社会福祉協議会への委託により、成年後見事業のノウハウを活かして、安否確認や生活相談など入居者が安心して生活を継続できるよう支援している。

主な事業		平成 30 年度実績	令和元年度実績
高齢者住宅生活支援サービス事業	基本サービス	相談 20 件 申込 5 件 契約 2 件	相談 21 件 申込 7 件 契約 3 件
	選択サービス	0 件	0 件

(7) 地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の基盤整備

2006（平成 18）年度制度改正により、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ、住み慣れた地域での在宅介護の継続を支えるサービスとして小規模多機能型居宅介護が創設された。

区では、第六期までに小規模多機能型居宅介護事業所を 8 ヶ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を 2 ヶ所整備した。また第七期に小規模多機能型居宅介護事業所を 1 ヶ所整備している。1 事業所あたりの登録人数を 29 人以下と小規模に限定し、きめ細やかなサービスを提供することで、利用者の状態改善を図っている。

2012（平成 24）年度制度改正により、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、1 日数回の定期巡回訪問と、緊急コールに対応した随時訪問を組み合わせた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設された。

区では、2010（平成 22）年度から国のモデル事業として本事業に取り組み、地域の

事業所の連携によるサービス提供のあり方と導入の手法を検討するとともに、導入後の効果等を検証してきた。

このサービスは地域包括ケアシステムの中核をなすサービスに位置付けられ、指定事業者、地域の訪問介護ならびに訪問看護事業者と連携を図り、区内全域でサービスの提供ができる体制整備を進めている。

(8) 介護保険サービスの見直し等による効果的、効率的なサービス提供体制の整備

地域密着型サービスを中心に基盤整備を着実に進めてきた結果、多様な介護ニーズに対応することが可能になっているため、中重度の要介護高齢者、認知症高齢者の増加を見据え、必要なサービス量や地域バランスをふまえて、適切な整備に取り組んでいる。

一方、毎年実施しているモニタリングアンケート調査においては、要介護高齢者や家族から、「介護保険制度が複雑でわかりづらい」「ケアマネジャーから自分に合ったサービスを積極的に提案してほしい」などの意見も寄せられている。在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開すると同時に、ケアマネジャーに対して、介護保険制度の法改正や区の施策、サービス、独自給付について情報提供を行っている。

区は、自立支援、介護予防の理念を重視しながら、介護保険サービスのあり方、ケアプランへの組み込み方、効果、効率性等について利用者アンケート調査、データ分析、従事者からの意見収集などを通じて見直しを行い、適切なケアマネジメント、給付の適正化を推進している。

(9) 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上の推進

区では、介護保険料や公費で運営される介護保険制度が適正に運営されるよう、保険者の役割として給付の適正化とサービスの向上に取り組んでいる。

サービスの評価・向上のしくみの運営は、介護保険制度全般にわたっての審議を行う「品川区介護保険制度推進委員会」において、制度全体を一体的に把握・検証し、しくみを推進している。

2009（平成 21）年度から給付適正化事業として給付費通知を実施している。また、この通知とともにモニタリング機能を付加した利用者満足度を計測するツール・しくみとしてのアンケート調査を行っている。

これにより、個別の介護サービスの評価にとどまらず、介護保険制度やサービス全体を相対的にモニタリングし、区内サービスの質の向上を図っている。

介護保険制度や関連する法律等の改正の動向を注視しながら、区民が安心して制度やサービスを利用できるよう、今後も必要な調査を実施するとともに、しくみについても柔軟に見直しを行っている。

介護保険サービス等を提供するサービス事業者に対して、給付が適正に行われているか定期的な指導および監査を実施している。

また、指導の対象となるサービス事業者を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所

に集めて講習等を行う集団指導を実施しており、集団指導においては、品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会における委員の意見やモニタリングアンケート調査結果をフィードバックし、サービスの質の向上も図っている。

2015（平成 27）年度制度改正により、区市町村（保険者）の権限や裁量は拡大され、2018（平成 30）年度には居宅介護支援事業所に対する指定、管理・監督権限も区に移管されます。増大する事務等も見据え、介護事業所に対する実地指導・集団指導を適正に実施すべく、体制を整えている。

2025（平成 37）年に向けた高齢化の進展を見据え、引き続き公平・公正な介護保険制度の運営、一般保健福祉事業の執行に努めている。

主な事業	平成 30 年度回収件数	令和元年度実績
モニタリングアンケート調査	1,501 件	1,415 件

（10）介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進

夫婦でそれぞれの親の介護、親の介護と子育てなど、いわゆるダブルケアが社会問題化している。

これまでは多様な介護サービスを組み合わせ、適切なケアマネジメントの下で、サービス利用と総合的な支援を行うことによって、本人への支援のほか介護者への負担軽減やレスパイトの支援を行うことを目的の一つとしてきた。

多くの介護者は、適切な介護サービスの利用や他の親族との役割分担を調整し、介護をしている。しかし、ダブルケアのようなケースにおいては、やむなく離職せざるを得ない場合もあることがわかってきている。

これまでの在宅介護支援システムや支え愛・ほっとステーションなどの総合相談機能を強化し、一層の支援を行っている。

他方、その実態は不透明な部分が多いため、その実態の把握に努めるとともに、具体的・効果的な支援策の検討を進めている。